

富山大学自然科学研究支援センター規則

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第 12 条第 2 項の規定に基づき、富山大学自然科学研究支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、自然科学研究に関する施設設備の適切な管理・整備、共同利用の促進及び利用技術の開発等の研究支援を行い、本学の教育研究の高度化に資するものとする。

(共同利用施設)

第 3 条 センターに、次に掲げる共同利用施設を置く。

- (1) 機器分析施設
- (2) 極低温量子科学施設
- (3) 放射性同位元素実験施設

(機器分析施設)

第 4 条 機器分析施設は、共同利用機器を適切に管理し、その利用を推進するとともに、分析・計測に関する技術の研究開発を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

(極低温量子科学施設)

第 5 条 極低温量子科学施設は、液体窒素及び液体ヘリウム等の製造並びにその供給を行うことにより、教育研究機能の高度化を図るものとする。

(放射性同位元素実験施設)

第 6 条 放射性同位元素実験施設は、放射性同位元素、国際規制物資(核燃料物質)等を利用した教育研究機能の高度化を図るものとする。

(職員)

第 7 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 施設長
- (3) 専任の教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第 8 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(施設長)

第 9 条 施設長は、センター長の指示により、第 3 条各号の施設の業務を処理する。

- 2 施設長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 施設長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専任の教員)

第 10 条 専任の教員は、第 3 条各号に定めるいずれかの施設に所属し、センターの業務に従事する。

2 専任の教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 11 条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学自然科学研究支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

(事務)

第 13 条 センターの事務は、研究振興部研究振興グループにおいて処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。